

資料 6 - 2

「行政訴訟検討会における主な検討事項」について

本資料は、行政訴訟制度の見直しについて行政訴訟検討会の検討状況を踏まえて広く意見等を募る際の資料とするため、第16回行政訴訟検討会において「行政訴訟制度の見直しについて検討の方向性が概ね一致していると思われる事項」として確認された事項と更に検討が必要な点を掲げるとともに、その他の主な検討事項について検討会で意見が出されている考え方と更に検討が必要な点ないし指摘されている問題点を掲げたものである。

〔項目及び概要〕

第1 基本的な見直しの考え方 - 権利利益の実効的救済の保障*

第2 具体的な見直しの考え方

- 1 行政訴訟を利用しやすくするための見直し*
 - 被告を「行政庁」から「国・公共団体」に改めること、管轄の拡大、出訴期間等の教示
- 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備*
 - 早期の段階で処分等の理由を明らかにさせる
- 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備*
 - 執行停止要件の緩和の検討、執行停止以外の仮の救済の検討など
- 4 権利利益の救済を実効的に保障するための多様な救済
 - 義務付け訴訟、差止め訴訟、確認訴訟による救済
- 5 取消訴訟の対象、排他性、出訴期間
 - 行政立法などへの取消訴訟の対象の拡大、取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設、出訴期間の延長など
- 6 原告適格、自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限、団体訴権
 - 原告適格の拡大、団体訴訟の導入など
- 7 審理手続・証明責任・判決、裁量の審査
 - 主張・立証責任を行政に負担させること、裁量の審査の充実など
- 8 費用の負担、行政不服審査法等の他の法令との関係・個別法上の課題
 - 訴え提起手数料の軽減、不服審査前置による制約の緩和など
- 9 行政訴訟の目的・行政の適法性を確保するための訴訟
 - 行政訴訟の目的規定の新設、国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設

(注) *は検討会において概ね一致している事項